

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		4,792	324,937,089
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		166	4,545,536
債 務 控 除 額		2,800	36,172,317
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		641	3,041,930
課 税 価 格	実	4,823	296,352,238
相 続 税 額	算 出 税 額	4,748	35,594,508
	2 割 加 算 額	524	423,099
	計	4,748	36,017,608
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	183	158,165
	配 偶 者	733	8,548,794
	未 成 年 者	63	22,472
	障 害 者	147	165,733
	相 次 相 続	167	326,460
	外 国 税 額	1	14,450
	計	1,209	9,236,074
差 引 税 額	実	4,122	26,781,534
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		63	255,746
小 計		4,113	26,525,789
農 地 等 納 税 猶 予 額		18	155,409
株 式 等 納 税 猶 予 額		3	234,591
山 林 等 納 税 猶 予 額		-	-
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,108	26,210,881
	還 付 税 額	34	75,093
災 害 減 免 法 第 4 条 に よ る 免 除 税 額		-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,677	135,080,000

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。  
 2 外書は災害減免法第6条の適用を受けた人員及び被害を受けた部分の価額を示す。  
 3 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

## (2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		還付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人	千円	人
平成 20 年分	4,665	303,756,791	42,075,610	12,313,302	4,017	29,076,964	22	56,246	1,580
平成 21 年分	4,575	298,566,642	39,186,996	11,025,630	3,951	27,219,916	29	79,233	1,577
平成 22 年分	4,795	319,544,909	45,809,726	10,901,777	4,109	34,152,288	20	36,503	1,626
平成 23 年分	5,012	315,675,038	42,244,477	11,401,284	4,300	30,129,162	32	80,383	1,677
平成 24 年分	4,823	296,352,238	36,017,608	9,236,074	4,108	26,210,881	34	75,093	1,677

(注) この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
門司	67	5,840,847	64	472,417	22
若松	124	5,956,509	106	299,226	40
小倉	305	17,680,559	258	1,419,083	101
八幡	269	15,398,896	232	1,350,371	95
博多	235	20,965,255	215	3,123,906	72
香椎	469	27,054,651	396	2,022,321	165
福岡	562	41,900,627	487	5,266,851	197
西福岡	468	28,508,814	397	2,357,159	168
大牟田	107	5,944,466	90	322,630	43
久留米	298	19,093,987	243	1,658,881	114
直方	33	3,462,166	26	407,651	14
飯塚	73	5,449,604	63	555,158	28
田川	51	2,499,183	44	98,077	15
甘木	47	2,297,629	35	77,711	18
八女	64	2,506,567	51	82,177	20
大川	38	1,616,508	31	41,967	14
行橋	57	3,369,603	49	335,324	22
筑紫	297	20,283,338	252	1,704,443	106
福岡県計	3,564	229,829,209	3,039	21,595,351	1,254
佐賀	237	15,292,936	201	1,314,577	87
唐津	99	4,815,643	85	283,945	32
鳥栖	94	5,186,268	81	362,766	33
伊万里	51	2,105,408	35	67,442	16
武雄	70	3,570,729	59	172,559	24
佐賀県計	551	30,970,984	461	2,201,288	192
長崎	319	15,986,919	278	979,336	97
佐世保	128	7,250,593	115	784,758	45
島原	67	2,973,985	59	97,359	25
諫早	140	6,829,043	110	468,558	44
福江	20	904,429	19	35,436	6
平戸	15	897,098	12	38,629	7
壱岐	10	377,040	8	6,355	4
厳原	9	332,938	7	3,811	3
長崎県計	708	35,552,045	608	2,414,242	231
総計	4,823	296,352,238	4,108	26,210,881	1,677

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

## (4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本年分	申 告 額	4,827	295,943,754	4,110	26,158,663	1,677
	修正申告による増差額	79	523,865	149	110,059	59
	更正による増差額	-	-	-	-	-
	更正等による減差額	34 △	115,381	48 △	57,841	24
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 4,823	296,352,238	実 4,108	26,210,881	実 1,677
過 年 分	申 告 額	178	7,195,658	156	386,570	73
	修正申告による増差額	683	11,629,681	971	2,844,198	391
	更正による増差額	1	5,870	1	2,854	1
	更正等による減差額	202 △	3,791,897	248 △	1,287,616	116
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 1,050	15,039,312	実 1,361	1,946,006	実 506
合 計	申 告 額	5,005	303,139,412	4,266	26,545,234	1,750
	修正申告による増差額	762	12,153,546	1,120	2,954,257	450
	更正による増差額	1	5,870	1	2,854	1
	更正等による減差額	236 △	3,907,278	296 △	1,345,457	140
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 5,873	311,391,550	実 5,469	28,156,887	実 2,183

調査対象等： 「本年分」は平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成23年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年11月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成22年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成24年7月1日から平成25年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	1	13	34	4,725	-	-
過 年 分	630	199,906	134	42,349	50	97,977
合 計	631	199,919	168	47,074	50	97,977

調査対象等：「(4)申告及び処理の状況」と同じである。

5-2 課税価格階級別

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	うち相続時精算課税	うち暦年課税分	納付税額	法定相続人の数
			適用財産価額	贈与財産価額		
	人	千円	千円	千円	千円	人
1 億円以下	450	36,621,880	1,314,579	282,972	514,980	1,024
1 億円超	844	116,003,404	1,643,135	1,066,180	4,925,408	2,713
2 "	197	46,948,206	597,705	615,455	4,219,656	675
3 "	112	41,060,875	349,593	355,043	5,439,005	429
5 "	41	23,466,758	373,706	256,705	4,539,409	145
7 "	24	19,977,674	258,818	76,098	4,013,302	93
10 "	9	11,864,957	-	387,356	2,506,904	44
20 "	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-
合計	1,677	295,943,754	4,537,536	3,039,810	26,158,663	5,123

調査対象等： 平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

## (2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格 階	法定相続人員別被相続人数											
	0人のもの	1人のもの	2人のもの	3人のもの	4人のもの	5人のもの	6人のもの	7人のもの	8人のもの	9人のもの	10人のもの	10人超のもの
1億円以下	8	93	162	141	46	-	-	-	-	-	-	-
1億円超	1	67	161	290	215	80	21	4	5	-	-	-
2 "	-	15	36	60	56	20	5	2	1	-	-	2
3 "	-	3	17	36	34	12	1	3	3	1	-	2
5 "	-	1	4	18	10	6	2	-	-	-	-	-
7 "	-	-	2	8	8	4	1	1	-	-	-	-
10 "	-	-	-	3	2	2	-	1	-	-	1	-
20 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
30 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
50 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
70 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100 "	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9	179	382	556	371	124	30	11	9	1	1	4

(注) この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5-3 相続財産種類別

被相続人数、取得財産価額

取得財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	365	8,413,270
	畑（耕作権及び永小作権を含む。）	366	4,439,944
	宅地（借地権を含む。）	1,523	98,320,780
	山林	379	1,374,947
	その他の土地	419	9,538,471
	計	1,546	122,087,411
家屋、構築物		1,470	23,196,783
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	208	603,604
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	37	55,190
	売掛金	85	298,323
	その他の財産	143	1,420,862
	計	317	2,377,980
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	314	12,375,233
	同上以外の株式及び出資	924	9,758,168
	公債及び社債	373	7,635,677
	投資・貸付信託受益証券	557	10,969,666
	計	1,239	40,738,744
現金、預貯金等		1,670	90,153,134
家庭用財産		1,226	681,914
その他の財産	生命保険金等	496	16,024,252
	退職金及び功労金等	157	7,283,784
	立木	97	104,801
	その他の	1,435	22,152,641
	計	1,490	45,565,477
合計		1,668	324,801,443
相続時精算課税適用財産価額		126	4,537,536
債務等	債務	1,528	32,759,870
	葬式費用	1,634	3,675,165
	計	1,658	36,435,035
差引純資産価額		1,673	292,903,944
加算贈与財産価額／暦年課税分贈与財産価額		346	3,039,810
課税価額		1,677	295,943,754

調査対象等：平成24年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成25年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注） 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。